

「遠隔地マシン室利用契約(令和9年度以降)」調達仕様書(案)に係る意見招請等の回答について

令和7年6月

日本年金機構
システム企画部

項番	仕様書の該当箇所		照会事項	回答
	頁	章番号等		
1	調達仕様書 P6	2.2サービス利用料	項番2:電気利用料(変動費)について。従量課金ではなく、「〇KVA」あたりの「みなし価格」という形態での契約は可能でしょうか。ワットメーター設置等の必要性等もある為。	ご要望を踏まえて、消費電力量又は定格電力量のどちらか一方を選択した提案が可能となるように、要件を見直します。
2	調達仕様書 P6	表2.2.1.1電気利用料(変動費)	「使用電力量単価(円/wh)」は電力価格の情勢に合わせて毎月変動とすることは可能でしょうか。	調達仕様書「2.2.1 標準サービス利用料(2)②」に記載のとおり、契約時に定めた電力量単価に基づき電気利用料(変動費)を支払います。
3	調達仕様書 P6	表2.2.1.1項番1と付随する箇所	弊社は、サーバラック内に搭載する機器の導入タイミングに応じて課金する「従量制課金」の対応が難しい状況です。このため、ご利用されるラック設置スペース(ケーシング設置スペース含む)に対して課金する「定額制課金」へのご変更をお願いできないでしょうか。	調達仕様書「表 2.2.1.1標準サービス利用料の費用区分」に記載のとおり、当月に使用したラック数に基づき設備利用料(変動費)を支払います。
4	調達仕様書 P6	表2.2.1.1項番2と付随する箇所	弊社は、「使用電力量(wh)」に応じて課金する「従量制課金」の対応が難しい状況です。このため、毎月の電気利用料としては、「使用中ラックに対してご契約された定格電力(KVA)」と定格電力の単価(円/KVA)を乗じる方法」も可とする形に、ご変更をお願いできないでしょうか。 なお、定格電力は、日本年金機構様(関連事業者様も含む)からお申込みいただいた内容をもって決定し、契約期間中の変更は可能といたします。	項番1を参照願います。
5	調達仕様書 P8	表2.2.1.1項番1,2	変動費について、電気利用料を設備利用料(ラック単価)に合算しての提案を許容願えますでしょうか。	調達仕様書「2.2.1 標準サービス利用料(2)②」に記載のとおり、全項目の単価を定めずに、合算しての提案は可となります。 なお、全項目の単価を定めずに提案する場合においても、「使用ラック数」及び「使用電力量」による変動費用となる点に留意願います。
6	調達仕様書 P7	2.2.1 (2)③	ラックの課金開始時期について、関連事業者の製品等の設置時期が変動することが想定されるため、課金ルール修正等をご検討願えますでしょうか(例:ラック電源の利用開始した当月からとし等)	調達仕様書「2.2.1 標準サービス利用料(2)③」に記載のとおり、ラック又はハードウェア製品等を設置する時期が変動することを考慮し、設備利用料(変動費)に係る使用ラック数の計上については、ラック又はハードウェア製品等を設置した日の翌月からとしています。
7	調達仕様書 P8	表2.2.2.1項番1	電源システムの準備期間が必要ですので、利用申し込みは「仕様数量が変化する月までに」ではなく、「仕様数量が変化する〇〇日前までに」といった具体的な日数を提示願えますでしょうか。	ご要望を踏まえて、利用申し込みに関する要件について検討し、本公示にて提示します。
8	調達仕様書 P8	2.3延長契約	2.3.1(1)15年以上の継続利用が可能な事。と記載がございますが、10年以上に緩和をいただくことは可能でしょうか。	調達仕様書「2.3.1 契約延長の前提(1)」に記載のとおり、「15年以上」の継続利用が可能なマシン室を提案願います。 なお、調達仕様書「2.3.1 契約延長の前提(1)」に記載のとおり、同一敷地内で構内LANケーブル配線の敷設により、新規にWAN回線の敷設が不要となる場合は、当該条件を満たします。 なお、15年以上の契約延長を実施すると決定していない点に留意願います。
9	調達仕様書 P9	2.3.2延長契約時の条件	(2)資料を最低限提示すること。に記載のある資料について、「①不動産鑑定評価書」について緩和をいただくことは可能でしょうか。自社DCを持つ業者のみに対象が絞られる可能性がございます。	ご要望を踏まえて、費用の精査において必要な資料については、例示に留めることとします。 なお、必要な資料については、費用の変化を定量的に確認可能な資料等である点に留意願います。
10	調達仕様書 P21	6.3契約不適合責任	調達仕様書 6.3 契約不適合責任「機構は、本調達仕様書「6.4検査」に規定する納品検査に合格した成果物を受領した後において、当該成果物が契約の内容に適合していないこと(以下「契約不適合」という。)を知った時から1年以内に(数量又は権利の不適合については期間制限なく)その旨を受託者に通知した場合は、次の①、②のいずれかを選択して請求することができ、受託者はこれに応じなければならない。」と記載がございますが、「成果物の検査を完了した日を起算日として1年が経過する日までに乙又は丙に対して契約不適合である旨を通知しなければならない」という記載に見直しいただけますでしょうか。	ご要望を踏まえて、契約不適合責任に係る要件を見直します。
11	別添1:要件定義書 P5	2.2.2建物要件	表 2.2.2.1建物要件 項番2「ハードウェア製品等の搬入出」 「搬出入経路/開口部は、[高さ2,400mm/幅 800mm/奥行 1,200mm/重量 710 kg]の機器の運搬が可能なこと。」と記載がございますが、「搬出入経路/開口部は、[高さ2,200mm/幅 800mm/奥行 1,200mm/重量 710 kg]の機器の運搬が可能なこと。」へ要件緩和いただけないでしょうか。 表2.2.3.1マシン室要件 項番5「標準ラックの提供」 「EIA規格19インチラック(42U)を標準ラックとして提供すること」と記載がございますが、42Uラックの場合は、高さ2,200mmにて問題ないと考えております。	ご要望を踏まえて、搬出入経路/開口部は、[高さ2,100mm/幅800mm/奥行1,200mm/重量710kg]の機器の運搬が可能となるように、要件を見直します。

項番	仕様書の該当箇所		照会事項	回答
	頁	章番号等		
12	別添1:要件定義書 P5	表2.2.2.1建物要件	搬出入経路/開口部の高さ2,400mmを2,100mmまで緩和いただく、もしくは2100mm以上の高さのものを搬出入される際には横に倒した状態で移動いただくことは可能でしょうか。	項番11を参照願います。
13	別添1:要件定義書 P5	表2.2.2.1建物要件	「壁や間仕切り等の障壁等を含め、EIA規格の19インチラック(42U)を「別添3.マシン室利用予定数量および実績数量」に示す台数以上の設置可能なスペースが利用可能なこと。なお同一敷地内での延長契約時を除き原則マシン室は1区画内とすること」とありますが、提供ラックを42U以上のサイズで提供してもよろしいでしょうか。42U以上のラックの提供可能な場合集約してラック数を減らすことは可能でしょうか。(10～15kW/ラック程度)	ご要望を踏まえて、EIA規格19インチラック(42U以上)を標準ラックとするように、要件を見直します。 なお、ラックを集約する際は、責任分界点を明確化にする観点から、各システムで利用するユニットの範囲において、ラック扉の施錠が可能、電源設備がシステム間で干渉せず利用が可能な場合は提案を可とします。 また、「設備利用料(変動費)」の支払については、調達仕様書「表 2.2.1.1標準サービス利用料の費用区分」に記載のとおり、使用ラック数に基づいた変動費として扱います。
14	別添1:要件定義書 P5	表2.2.2.1項番4	製品等の一時保管及び荷解き用のスペースについて、施錠又はカメラ監視の要件を緩和願えますでしょうか。また、施錠又はカメラ監視の要件が必須である場合、マシン室内の貴機構専有区画内に製品等の一時保管や荷解きが可能なエリアを設ける提案を許容いただけますでしょうか。	ハードウェア製品等を一時的に保管及び荷解き可能な作業スペースについては、施錠又は有人監視、監視カメラ等を用いた管理又は監視が可能となるように、要件を見直します。 また、マシン室内に機構専用区画内に製品等の一時保管や荷解きが可能なエリアを設ける提案について可とします。
15	要件定義書 P5	表2.2.3.1マシン室要件 2マシン室の耐荷重	「マシン室の床の耐荷重は、799kg/㎡以上であること。」に600kg/㎡に緩和することは可能でしょうか	マシン室の耐荷重については、600kg/㎡以上であるように要件を見直します。 なお、既存の遠隔地マシン室に設置のラック及びハードウェア製品等の移設時においては、ラック台数及びラック構成を変更しない予定であるため、当該ラック及びハードウェア製品等の設置が可能となるよう補強等必要な対策を実施願います。 また、移設対象のラック又はハードウェア製品等は700kgを超過する機器がある点に留意願います。 既存の遠隔地マシン室に設置のラック又はハードウェア製品等の詳細な重量については、閲覧資料「②サービス利用に関する参考資料」を参照願います。
16	別添1:要件定義書 P5	2.2.3マシン室要件	表 2.2.3.1 マシン室要件 項2「マシン室の床耐荷重」 「床の耐荷重は、799kg/㎡以上であること。」と記載がございますが、「床の耐荷重は、700kg/㎡以上であること。」へ要件緩和いただけないでしょうか。	項番15を参照願います。
17	別添1:要件定義書 P5	表2.2.3.1項番5	標準ラックについて、46Uラックの提供を許容いただけますでしょうか。棚板の必要数量を提示願えますでしょうか(例:標準ラック1ラックあたり1枚の棚板を提供すること等)	ご要望を踏まえて、EIA規格19インチラック(42U以上)とするように、要件を見直します。 また、棚板の数量については、閲覧資料「②サービス利用に関する参考資料」に既存の遠隔地マシン室に設置のラック内の棚板の実績数量を示すため、当該情報を参考に、必要数量を提供願います。
18	別添1:要件定義書 P5	表2.2.3.1マシン室要件 5標準ラックの提供	「EIA規格19インチラック(42U)を標準ラックとして提供すること。また、ハードウェア製品等をラックする際に必要となる、ブランクパネルやラックマウント用ねじ、棚板等を提供すること」とありますが、1ラックあたり、ブランクパネル、や棚板についてそれぞれ数量はどれ位見込む必要がございますでしょうか。	ブランクパネル及び棚板、ラックマウント用ねじ数量については、閲覧資料「②サービス利用に関する参考資料」に既存の遠隔地マシン室に設置のラック内の棚板及び搭載ユニットの実績数量を示すため、当該情報を参考に、必要数量を提供願います。 なお、ブランクパネルについては、マシン室内の空調設備要件により要否が異なるため、ブランクパネルの搭載が必要となる場合は、ブランクパネルについても提供するように、要件を見直します。
19	別添1:要件定義書 P5	表2.2.3.1マシン室要件 6標準ラックの提供	「機構がラック又はハードウェア製品等をマシン室に設置する際は、機構が準備するラック又は、ハードウェア製品等が設置可能であること」とありますが、機構様が準備されるラック又は、ハードウェア製品等の数量はどれくらいを想定すればよろしいでしょうか	機構が準備するラック又はハードウェア製品等の数量については、「別添3:マシン室利用予定数量及び実績数量」の「マシン室実績数量」の備考欄が「移設予定」となっているシステム及び一部システムで利用するラック込みのアプライアンス製品が対象となるため、当該情報を参考に、必要な対応を実施願います。
20	別添1:要件定義書 P6	表2.2.3.1項番8	管理タグについて、当社管理基準に準じた内容の記載は実施させていただきます。システムの入替等に伴い、接続先のシステムや機器が変更となることが想定されることから、接続先の表示は関連事業者にてタグを付与いただく仕様をご検討いただけますでしょうか(例:敷設するケーブル等配線には、接続先が分かるように機構の関連事業者がタグを付与することが可能であること等)	ご要望を踏まえて、ケーブルの接続先ではなく、ケーブルの敷設先(ラック名称)と要件を見直します。
21	別添1:要件定義書 P6	表2.2.3.1項番9	本項に示す「関連事業者自らがケーブル敷設を実施する場合」は隣接ラック間におけるラック側面にあるケーブルホールを利用した配線の想定でよろしいでしょうか。居室や建屋を跨ぐ配線等、要件により対応可否が異なる可能性があるため、想定される配線パターンを例示願えますでしょうか。	関連事業者自らがケーブル敷設を実施するパターンとしては、隣接ラック間の側面にあるケーブル配線口やマシン室内の床下等の敷設を想定しています。 なお、建屋を跨ぐケーブル敷設を実施する場合等については、受託者と協議致します。
22	別添1:要件定義書 P6	表2.2.3.1項番10	作業用電源について、一時的に作業で使用する電源はお客様ラック内電源を利用いただくことを許容願えますでしょうか(例:マシン室内の作業において一時的な電源の使用が想定されるため、作業用電源設備を提供、または、作業時のラック電源の使用を可能とすること等)	作業用電源については、ラック内の電源が利用困難な場所(ケーブル長の関係等)において、作業用パソコンや作業用工具を利用した作業を実施する際に必要となる100V電源を予定しています。
23	別添1:要件定義書 P5	表2.2.3.1マシン室要件 10作業電源の提供	「マシン室内の作業において一時的に使用する電源設備等を提供すること」とありますが、必要となる電源種別(100V、200V)コンセント形状、数量等指定はございますでしょうか	項番22を参照願います。

項番	仕様書の該当箇所		照会事項	回答
	頁	章番号等		
24	別添1:要件定義書 P6	表2.2.3.1項番11	コロケーション施設にて標準的に貸与可能なPHSの提案を許容願えますでしょうか(例:マシン室内での外線通話が可能な可搬型電話機を提供すること。ただし、コロケーション施設で外線通話が可能な可搬型端末(PHSを含む)の借用が可能な場合も許容する等)	ご要望を踏まえて、機構専用の要件を見直します。 なお、標準的に貸与可能な可搬型電話機を提案する場合においても、求めに応じて必要な期間、可搬型電話機を提供願います。
25	別添1:要件定義書 P5	表2.2.4.1セキュリティ要件	「同一フロアに、機構以外の組織が管理する機器が設置される場合、相互の物理的なアクセスを不可能とするよう、壁や仕切り等の障壁(床下フリーアクセス部・天井部を含む)を設けること」とありますが、ラックごとの施錠管理で代替することは可能でしょうか。	要件定義書「表 2.2.4.1セキュリティ要件」に記載のとおり、ラックごとの施錠管理に加え、相互の物理的なアクセスを不可能とするよう、壁や仕切り等の障壁(床下フリーアクセス部・天井分を含む)を設置願います。
26	別添1:要件定義書 P6	表2.2.5.1項番3	提供可能なコンセント形状に制限がある場合があるため、ご利用予定のコンセント形状・規格をご提示願えますでしょうか。	コンセント形状・規格については、一般的なハードウェア製品等で利用する、NEMA規格やIEC規格を予定しています。 なお、既存の遠隔地マシン室に設置のラック又はハードウェア製品等で利用しているコンセント形状・規格の詳細について、閲覧資料「②サービス利用に関する参考資料」を確認願います。
27	別添1:要件定義書 7頁	表2.2.6.1空調設備要件 2. 稼働環境	「空調設備により、マシン室内を稼働温湿度条件以内(原則、温度(18℃～27℃)以内、湿度(40%～60%)以内とする)とすること」ありますが、湿度20%～80%までに緩和することは可能でしょうか。	ご要望を踏まえて、温度湿度に関する要件を見直します。 なお、本要件は、設置するハードウェア製品等の稼働に影響が出ないように、急激な温度湿度の変化や静電気が発生を防止し、マシン室内の稼働環境を保つことを目的としていることから、当該内容を踏まえたマシン室を提案願います。
28	別添1:要件定義書 P7	2.2.6空調設備要件	「空調設備により、マシン室内を稼働温湿度条件以内(原則、温度:(18℃ ～27℃)、湿度:(40%～60%))とすること。」と記載がありますが、近年の傾向として環境配慮型データセンターでは、機器の稼働には影響を与えない範囲で従来より高めの温度設定とする傾向にあり、JEITA-3001で問題ない範囲において、省電力を実現する環境条件をすることで、環境面だけではなく電気料金のコスト面も勘案した適正管理が望ましいと考えます。そのため「空調設備により、マシン室内を稼働温湿度条件以内(原則、温度:(20℃ ～28℃)、湿度:(30%～70%))とすること。」へ要件緩和いただけないでしょうか。	項番27を参照願います。
29	別添1:要件定義書 P5	表2.3.1.1項番10	弊社が提供するサーバラックのご利用時において、サーバラック外からランプ状態を確認することが難しい場合は、サーバラックを開錠しての確認もご了承くださいないでしょうか。	原則、サーバラックの開錠時における、ハードウェア製品等へ接触等による事故を防ぐ観点から、サーバラックを開錠せずサーバラック外から目視による確認を実施願います。 なお、機構からサーバラック開錠しての目視による確認を指示した際は、求めに応じて対応願います。
30	別添1:要件定義書 P8	2.3.1マシン室付帯作業等要件	項番1 入退室管理はウェブ上で行う事ができ、24時間365日入退室可能であること。について、申請方法を多様化する観点から「入退室申請はウェブ上または電子メールにて行うことができ、24時間365日入退室可能であること。なお、ウェブ上での申請の場合、二要素認証に対応していること」への修正をご提案いたします。	ご要望を踏まえて、申請方法を多様化する観点から、入退室管理についてはウェブ又は電子メールに含め、入退室管理システムの不具合発生時においては電話対応による入退室を可能となるに要件を見直します。 なお、二要素認証については、必須要件とはしませんが、提案を妨げるものではありません。
31	別添1:要件定義書 P8	2.3.1マシン室付帯作業等要件	項番2 ハードウェア製品等の故障発生等の緊急時において、ウェブの入退室管理を利用せず、機構担当者への電話対応等による、緊急入退室の対応を可能とすること。について、緊急時の申請手法を多用にする観点から「ハードウェア製品等の故障発生時において、ウェブまたは電子メールでの入退室申請を利用せず、機構担当者への電話対応等による、一時的な緊急入退室の対応を可能とすること。」への修正をご提案いたします。	項番30を参照願います。
32	別添1:要件定義書 P7	表2.3.1.1項番2	ウェブによる入退室管理は、本人性確認・記録・効率性の面で有効な手法であるため、弊社は平時・緊急時を問わず当該手法にて運用を行い、お電話等による対応を受け付けておりません。 このため、緊急時においても、ウェブによる入退室管理を了承いただけないでしょうか。	項番30を参照願います。
33	別添1:要件定義書 P8	2.3.1マシン室付帯作業等要件	「入退室管理はウェブ上で行うことができ、24時間 365日 入退出可能であること。」と記載がありますが、ウェブ上のみの管理ですとシステムトラブル時の代替手段がとれないため、「入退室管理はウェブ上又は電子メール又はFAXで行うことができ、24時間 365日 入退出可能であること。」へ要件緩和いただけないでしょうか。	項番30を参照願います。
34	別添1:要件定義書 P8	2.3.1マシン室付帯作業等要件	項番6 ラックの扉について、施設管理(閉め忘れ防止のための常時又は十分な頻度での状態確認を含む。)を行う事。なお、電子錠により、施錠が確認できる場合は、当該要件を満たしたものとする。について、施錠の重要性を確認する観点から「ラックの扉について、施錠管理(閉め忘れ防止等のための常時又は十分な頻度での状態確認を含む。)を行う事。なお、電子錠により、施錠が確認できる場合は、システム故障発生時においても当該要件を満たす必要がある」への修正をご提案いたします。	ご要望を踏まえて、電子錠の管理システムのトラブル発生時においても、施錠又は開錠の対応が可能となるように要件を見直します。
35	別添1:要件定義書 P8	2.3.1マシン室付帯作業等要件	項番8 立ち合いについて。「関連業者が実施する作業の立ち合い依頼があった場合は、立ち合いを実施すること。なお、以下の作業を予定しているが、その他作業においても求めに応じて立ち合いを実施すること。(但し、作業が長時間に渡る場合の立ち合いについては事前に協議の上対応をきめるものとする)」と追記改定を希望への修正をご提案いたします。	長時間に渡る作業時において、立会を依頼する際は、受託者及び関連業者と協議のうえ対応を実施するように調整致します。
36	別添1:要件定義書 P8	表2.3.1.1項番5	身体検査の運用として、データセンタIF受付でハンディタイプによる金属探知機で検査し、そこで問題がなかった入館者を別フロアにあるマシン室へ入室させる方法もご了承くださいないでしょうか。	マシン室への入退室に際して、許可されていない物品の持ち出し・持ち込み制限が可能となるように、入退室管理が可能な場合は、データセンタ受付でハンディータイプの金属探知機による検査対応を可とします。

項番	仕様書の該当箇所		照会事項	回答
	頁	章番号等		
37	別添1:要件定義書 P11	表2.3.1.1項番5,15	監視に伴う監視カメラ映像の提供につきまして、お客様提供エリア(マシン室内のお客様提供エリアのみ。サーバールーム内をケーシングで区切りご提供する場合は、ケーシング内のみ。)のみとなりますことをご了承いただけないでしょうか。	監視カメラの映像の提供については、マシン室内の機構が利用するエリアとする提案を可とします。 なお、その他の個所の閲覧の必要性が発生した際は、現地閲覧のみで監視カメラの映像の確認を行うなど、協議のうえ対応願います。
38	別添1:要件定義書 P8	表2.3.1.1項番9	作業スペースへの荷物移動について、関連事業者にてご対応いただく仕様への変更をご検討願えますでしょうか(関連事業者が直送した製品等の荷受けを行うこと。また、関連事業者が荷受け区画からマシン室へ製品等の搬送を行うため、台車等の借用が可能であること等)	ご要望を踏まえて、関連業者が輸送したハードウェア製品等の移動については、要件を見直します。 なお、荷受けから関連業者が到着するまでの間、有人又は監視カメラ等を用いた監視を実施願います。
39	別添1:要件定義書 P5	表2.3.1.1項番12,13	ハードウェア製品の設置状態の図面作成に関しては、ハードウェア等を設置される関連業者様の対応になるかと考えますので、要件変更いただけないでしょうか。 なお、DC事業者としては、作成された図面に対する現物確認であれば対応可能です。	ご要望を踏まえて、ラック等の設置状態が記載されたレイアウト図面を提供するように、要件を見直します。
40	別添1:要件定義書 9頁	表2.3.2.1マシン室付帯設備等(標準サービス対象)に係る要件 1作業スペースの提供	「電磁的記録媒体(HDD/SSD等)の破壊及びエビデンス資料の取得作業が可能な作業スペースを提供すること。(作業スペースは施錠可能であること)なお、マシン室と作業スペースが離れている場合は、電磁的記録媒体の運搬用に施錠可能なケース等を用意するとともに、運搬の立ち合いを行うこと」とありますが、作業スペースの必要面積数等ございませうでしょうか、また、作業スペースは機構様専有スペースとなりますでしょうか。	電磁的記録媒体(HDD/SSD等)の破壊及びエビデンス資料の取得作業が可能な作業スペースを提供願います。 なお、作業スペースは、機構専有、共有を問いませんが、作業期間中は作業スペースが利用可能なこと及び施錠可能なことを条件とします。
41	別添1:要件定義書 9頁	表2.3.2.1マシン室付帯設備等(標準サービス対象)に係る要件 2作業スペースの提供	「作業スペース内の作業において使用する電源設備等を提供すること」電源種別100V,200Vコンセント形状 数量等指定等ございませうでしょうか	作業スペース内の作業において、作業用パソコンを利用した作業を実施する際に必要となる100V電源を必要数提供願います。
42	別添1:要件定義書 P5	2.4.1	「遠隔地マシン室サービス利用ガイドライン」の作成において、サーバラック、通信ケーブル等、提供の納期は、DC事業者の仕様にそっての決定とさせていただきますたく存じます。 また同様に、各サーバラックの設置位置は、DC事業者にて決定させていただくか、DC事業者が提示する配置ルールにそっての決定とさせていただきますたく存じます。	関連業者のラック又はハードウェア製品等の納入計画に支障が無いように、「遠隔地マシン室サービス利用ガイドライン」を作成及び機構と合意願います。 なお、サーバラックの設置位置については、機構を協議の上、決定願います。
43	別添1:要件定義書 P11	2.4.2(2)留意事項③	「表2.4.2.1オプションサービス項目一覧」に記載が無い対応のうち、「2.1.4標準サービス及びオプションサービス」の要件と整合する新たな視点の対応が発生し、機構が必要と認めた場合は、オプションサービスメニューの追加を指示するため、客観的な指標を用いた価格を提示し、各システムの閲覧資料の閲覧開始日までに合意したオプションサービスメニュー価格を「遠隔地マシン室サービス利用ガイドライン_別添オプションサービスメニュー表」に追加すること。」との記載がございませうが、オプションサービスメニュー内容によってはご提案できない可能性がある為、機構様と協議の上、必要なサービスとして機構様と本受託事業者の双方にて認めた場合には、オプションサービスメニューに追加することによろしいでしょうか。	データセンタサービスとして一般的に提供しているサービスを除き、「遠隔地マシン室サービス利用ガイドライン_別添オプションサービスメニュー表」に新たなオプションサービスメニューを追加する際は、協議の上、対応致します。
44	別添1:要件定義書 11頁	表 2.4.2.1 オプションサービス項目一覧 3ハードウェア製品等の保守交換物品等の保管スペースに関する事項	「標準サービス提供範囲外のスペースにおいて、ハードウェア製品等の保守交換部品等を保管するスペース」についてですが想定される必要面積等ございませうでしょうか。また、この保管スペースは機構様専有スペースとなりますでしょうか。	本保守交換部品等を保管するスペースは、関連業者(ハードウェア製品メーカー含む)の保守交換部品を保管するスペースとなることから、機構専有ではなく共用を可とします。 なお、必要な面積については特段定めませんが、関連業者(ハードウェア製品メーカー含む)からの求めに応じて必要なスペースを提供願います。
45	-	別添4	実績件数について、故障交換対応／パッチ(ファームウェア)適用作業／システム更改対応における受託者の作業は入退室等に係る作業立ち合いの想定でよろしいでしょうか。	故障交換対応／パッチ(ファームウェア)適用作業／システム更改対応における受託者の作業については、入退室等に係る作業立ち合いを予定していますが、求めに応じてマシン室内の立ち合いを実施願います。